

令和3年6月4日

高齢者通所施設等 管理者 各位

神戸市健康局
神戸市福祉局

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種
高齢者通所施設等での実施について

平素より神戸市政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市における高齢者施設におけるワクチン接種につきましては、高齢者が居住する施設を中心にご案内させていただいておりましたが、この度、高齢者の通所施設においても、施設内で接種できる体制が整えられる場合は、接種を進めていただくことが可能となります。

施設内で実施される場合は、下記のとおり実施いただきますようお願いいたします。

記

1. 実施時期

貴施設で準備が整い次第順次

2. 接種のおおまかな流れについて

手順① ワクチン接種のスケジュール等の検討

嘱託医（接種医）等への協力依頼

接種場所の検討

接種券の確保、入所者・施設利用者及びその家族・施設従事者への説明

手順② 接種予定サイトへの入力（開始日、終了日、人数等）、及び接種を希望する市外在住施設従事者リスト（様式）の提出（施設から市に提出）

手順③ 接種医によるワクチンの配送手続きと受け取り

手順④ 各接種日ごとの専用サイトへの実績入力

3. 接種対象者

・通所施設を利用する高齢者（以下「施設利用者」という。）

・通所施設の従事者（施設利用者に施設内で接種を行なう場合に限る。）

※施設利用者に直接接する職員。職種は限定しません。委託業者で施設利用者に直接接する方についても、施設の判断で接種を行うことができます。

※施設従事者については、神戸市内の一般の接種会場において優先的に接種予約を行うことができます。（住民票が神戸市外にある方を除く。）

参照：令和3年6月4日付

「介護サービス事業所の従事者に対する新型コロナワクチン優先予約について」

4. 接種にかかる詳細な手順

① 接種医への接種の協力依頼

- ・接種医に接種の依頼を行います。
- ・接種医は、国・自治体に対してワクチン接種の登録（V-SYS登録）を行い、神戸市ポータルサイトへ登録している医療機関（以下「登録医療機関」という。）に所属している必要があります。施設の嘱託医等が接種医になることができる場合は、嘱託医等に接種の依頼を行ってください。
- ・嘱託医等が登録医療機関に所属していない場合は、嘱託医等と相談しながら接種医となりうる医師（登録医療機関）の確保に努めてください。
- ・嘱託医等へは、接種日ごとに人数（〇月〇日に〇〇人、〇月〇日に〇〇人）を明確にして調整してください。

② ワクチン接種にかかるスケジュールの確認

- ・各施設と接種医でワクチン接種のスケジュール調整を行います。

③ 接種場所の検討

- ・嘱託医などの協力体制も踏まえながら、施設内でのクラスター防止、効率的な接種体制の構築の観点から可能な限り広い場所での接種を検討してください。また、接種後 15～30 分程度経過観察でき、三密を避けることのできるスペースを確保して接種するようにしてください。

④ 接種券の確認、接種希望者及びその家族等への説明

- ・ワクチン接種を実施するためには、接種券が必要になります。
- ・接種券は住民票がある住所に送付されます（神戸市に住民票がある方については、6月11日以降、住民票所在地に郵送されます。市外に住民票がある施設利用者については「5.その他①住民票が市外にある施設利用者について」をご確認ください）。
- ・接種日までに、接種券がお手元に届くよう、ご家族等とも協力してご用意ください。
- ・ワクチン接種について、必要に応じてご家族も含めてご説明ください。

⑤ 接種予定スケジュール入力及び市外在住施設従事者リスト（様式）の提出

- ・接種予定スケジュール等を専用サイトで入力してください。
<https://form.kintoneapp.com/public/form/show/fc7a0fef9abf6cf8256766664f7222377af9f356761ff9f4373d1a72fea21651>
- ・接種を希望する市外に住民票がある施設従事者（様式）をお知らせください。該当する施設従事者がいない場合は、ご提出いただく必要はありません。（様式による報告については、「5.その他②住民票が市外にある施設従事者について」もご確認ください。）

提出締切り：初回接種日の7日前（土日祝祭日含む。）まで

提出先：「7. 報告資料等のご提出先」のメールアドレス（エクセルデータで提出）

⑥ ワクチンの接種

ワクチン接種を下記手順で実施してください。

- (1) 接種予定日・人数を接種医と調整し、接種医にワクチンの手配と管理を依頼してください。
- (2) ファイザー社製のワクチンの場合、1回目の接種終了後、2回目の接種を20日後に実施するように調整（1回目から20日を超える場合は、極力、速やかに実施することとされています）

してください。

(3) 2回目の接種に使用するワクチンについても接種医に手配と管理を依頼してください。

(4) ワクチン接種進捗状況確認のため、2回目の接種が終わるまで、接種を実施した日は、その日ごとの実績を「ワクチン接種実績入力サイト」を通じて、ご報告ください。

<https://form.kintoneapp.com/public/form/show/e3d08c4cfe48c884de350a34f2b63be9e51d112aea23dd4bdea1a733f8f21f4>

5. その他

① 住民票が市外にある施設利用者について

- ・住民票が市外にある施設利用者については、ご家族などと協力しながら、接種券を取り寄せるようにしてください。
- ・家族の協力が得られない、または接種券が住所地へ届いていないなど、接種券の入手が困難である場合は、住民票がある自治体へ「接種券の再発行と施設への送付」について相談してください。

② 住民票が市外にある施設従事者について

- ・住民票が市外にある施設従事者については、様式により報告いただくことで、神戸市から貴施設内における接種のみに使用可能な「接種券付き予診票（あらかじめ、接種券が印刷された予診票）」を受け取り、貴施設で接種を行うことができます。
- ・住民票がある自治体が発行する接種券では、貴施設で接種を行うことはできませんので、ご注意ください。
- ・「接種券付き予診票」はご報告いただいたリストを元にPDFデータを作成し、Eメールで送付します。各施設で印刷のうえ、施設従事者に配布するようお願いいたします。
- ・接種券付き予診票については、リスト提出から1週間程度の日数を要します。

③ 1回目接種後に被接種者が市外へ転出する場合

- ・初回接種後、2回目の接種前に市外へ住所が変更となる場合は、転出先の市町村へお知らせください。

④ 接種券の再発行、住民票の住所が不明の場合は、6.の問い合わせ先まで再発行のご依頼、または、お問い合わせください。

⑤ 「3. 接種対象者」であっても、近隣の接種会場で接種を希望される場合は、接種予約を行って接種することができます。（住民票が市外にある方を除く）

⑥ 事前入力サイト及び様式を提出後、提出資料に不明な点がない場合は、接種医にワクチンの手配依頼等が完了し、各施設が想定しているスケジュールで接種が行えるものとして、手続きを進めます。神戸市から貴施設に対して連絡を行いませんので、接種医の手配やスケジュール変更等が生じた場合は、速やかにご連絡（下記、ワクチン接種コールセンター）ください。

⑦ 複数の施設を利用している場合、施設をまたがって接種しないように注意してください。

6. 問い合わせ先

接種券、予診票について ワクチン接種コールセンター（078-277-3320）
副反応、接種について 兵庫県新型コロナワクチン相談窓口（078-361-1779）

Eメールの場合 c-vaccine-kourei@office.city.kobe.lg.jp

7. 報告資料等のご提出先

神戸市ワクチン接種対策室 c-vaccine-kourei@office.city.kobe.lg.jp